

平成 31 年 網走市議会  
文 教 民 生 委 員 会 会 議 録  
平成 31 年 3 月 20 日 (金曜日)

○日時 平成31年3月20日 午前10時40分開会

○場所 委員会室

○議件

1. 所管事務調査について  
(はまなす保育園の件について)

○出席委員 (6名)

委 員 長	井 戸 達 也
副 委 員 長	平 賀 貴 幸
委 員	栗 田 政 男
	近 藤 憲 治
	佐々木 玲 子
	山 田 庫 司 郎

○欠席委員 (0名)

○委員外議員 (2名)

議 長	工 藤 英 治
副 議 長	渡 部 眞 美

○傍聴議員 (6名)

小田部 照
金 兵 智 則
川原田 英 世
永 本 浩 子
古 都 宣 裕
松 浦 敏 司

○説明者

副 市 長	川 田 昌 弘
健康福祉部長	岩 原 敏 男
子育て支援課長	清 杉 利 明

○事務局職員

事 務 局 長	大 島 昌 之
次 長	細 川 英 司
総務議事係主査	寺 尾 昌 樹

午前10時40分開会

○井戸達也委員長 ただいまから文教民生委員会を開会いたします。

先日行われました当委員会の所管事務調査で資料請求をしましたが、理事者側より資料が提出されましたので、その写しをお手元に配付してありますので御確認ください。

それでは、理事者より調査結果の説明がありますのでお願いいたします。

○清杉利明子育て支援課長 へき地はまなす保育園運営委員会の元役員による不祥事に係る調査報告について御説明させていただきます。

資料1号をごらんください。

まず、事案の概要についてでございますが、保護者等で構成しているへき地はまなす保育園運営委員会の元運営委員長及び元会計担当者が、平成29年度から平成30年度の約2年間にわたり、同園の運営費から合計257万8,976円を横領していたものであります。

運営委員会からの報告の概要でございますが、発生の経緯としましては、平成30年12月26日に倉庫の発注をキャンセルし、前払いをしていたとされる金額を返納しようとしたことから疑念を持ち、内部調査に着手したところでございます。

そこにおきまして横領額につきましては、平成29年度で175万8,976円、平成30年度において82万円、総額で257万8,976円の横領額と運営委員会として確認をしたところでございます。

横領の期間につきましては、平成29年4月から平成30年の8月、この横領したとされる金額につきましては既に全額を弁済済みでございます。

処分等につきましては、既に全額を弁済済みであり、また両氏が保護者会で謝罪をしていることから、一定の社会的制裁を受けていると判断して、運営委員会としては告訴を行わないことと決定しております。

市への報告は、平成31年3月1日に報告がされております。

2として、市の調査結果につきましては、運営委員会からの報告を受けまして、通帳・帳簿・領収書等の関係書類の提出を求めて調査をするとともに、運営委員会に対してヒアリングを実施し、横領額等の確定を行ったところでございます。

その調査結果としましては、調査期間につきま

ては平成31年3月4日から17日まで、横領額の金額につきましては、運営委員会からの報告と一致したところでございます。

調査により判明したこととしまして、1点目は口座から現金を引き出し、そのまま全額を私的に使用したものが平成29年度で106万円、平成30年度で62万円でございます。

2点目としては、保育園運営経費の支払い時に支払い額以上の金額を口座から引き出し、残金を私的に使用していたものが平成29年度で69万8,976円、平成30年度で20万円でしたが、架空の領収書等を細工して添付するようなことはしておりませんでした。

3点目としては、平成30年度の途中におきまして、横領した額の一部を返金したと思われる収入が76万9,000円あったのを確認しております。

4点目としては、運営委員会において、全額弁済しているという報告を受けておりましたが、その事実について確認しております。

5点目としては、平成29年度決算におきまして、この横領行為により収支不足として47万5,573円が収支不足となっていました。平成30年度の運営費でその分を補填し、平成29年度決算として報告しております。

6点目としては、運営委員会の規約が保管されていなかったこと、また支払い行為の一部におきまして書類が省略されているということが判明いたしました。

次に委託料の返還についてでございますが、まず、平成29年度横領額であります175万8,976円につきましては、その額から平成30年度への繰り戻し分、先ほど御説明しました平成29年度におきます収支不足となっていた額でございますが、47万5,573円を差し引いた128万3,403円につきましては、運営委託料の返還を求めることとなります。

2点目としては、平成30年度の横領額の82万円につきましては、今年度の実績報告時に帳簿等の書類を審査の上、運営委託料の精算を行うことといたします。

次に、再発防止策と今後の対応についてでございますが、これまでは委託料の実績報告時の提出書類でございますが監査を受けた決算書をもとに精算額の決定をしております。

市としましては、全僻地保育所の会計監査・業務運営監査を行うとともに、係る事案を鑑みまして、

今後僻地保育所の運営組織のあり方及び内部牽制体制の確立を図ることといたします。

はまなす保育園の運営委員会におきます再発防止策についてでございますが、1点目としては、処理方法や支払い方法と会計業務の見直しを行うこととしております。

2点目としては、今までは年1回決算時におきまして行っておりましたが、その監査を四半期ごとに年4回にふやすこととしております。

3点目としましては、今回の事案につきまして保護者全員で情報を共有し、モラル・コンプライアンス意識の向上を図ることとしております。

4点目としましては、支払い行為の書類等の整備・保管及び規約の作成・保管、これにつきましては事務等の引き継ぎを含めまして行っていくということでございます。

次に市におきます、僻地保育所全体に係る再発防止策及び今後の対応についてでございますが、再発防止策につきましては、1点目としましては、僻地保育所の会計基準及び会計処理等に係る事務処理要綱を作成し、会計処理の統一化・透明化を図ります。

2点目としましては、委託料の支払い時期が現在四半期に分かれておりますが、その時期に合わせて帳簿等の関係書類の突き合わせ、現金預金の実査等を行います。

3点目としましては、北海道が実施しております保育行政監査・運営指導と連携しまして、年1回以上業務を監査を実施していきます。

今後の対応についてでございますが、1点目としましては、ほかの僻地保育所を含めた全5園でございますが、全5園の調査を過去5年分の書類調査及びヒアリングを行います。

この際には監査委員の協力指導のもと、6月までに取りまとめたというふうに考えております。

またその際には、さらなる再発防止策の必要性についても検討いたします。

2点目としましては、平成31年度中に僻地保育所全体におきます運営組織のあり方を検討し、取りまとめいたします。

それから続きまして資料の4ページ、資料2号をごらんいただきたいと思います。

前回の委員会におきまして、資料要求をされておりましたが、規約及び役員名簿についてでございますが、まず契約につきましては先ほど御説明をさせ

ていただいておりますが、はまなす保育園につきましては規約の保管がされておらず、現時点におきましてはございませんので、提出することができない状況でございます。

また、運営委員会の役員名簿につきましては、はまなす保育園の運営委員会の意向も確認し、役職と属性等につきましてはの資料提出とさせていただいております。29年度、30年度ともに保護者6名、それから保育士2名の計8名の体制で運営委員会を組織しております。

説明につきましては以上でございます。

**○井戸達也委員長** それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

**○近藤憲治委員** もろもろの報告と再発防止策について聞かせていただきました。

私としては、前回の委員会で大方の流れは理解させていただいているのですが、やはり再発防止策の部分で、いかに実効性のある方策をこれから組み立てていくのかというところが極めて重要であろうというふうに考えております。

そういった点で今回運営委員会での防止策と、それを管理している市、そして再発防止策の2点上げていただきましたけれども、ざっと読ませていただくと、今回の事案をここに書かれている防止策で防ぎ切れるかなというような印象を受けます。というのも今回は倉庫を発注したのだけれども、まだ来てないんですというような説明をして、監査をすり抜け結果的にはその事実はなかったということなのですが、この運営委員会での再発防止策と市が考えている再発防止策で、今回のような事案を防げるというふうにお考えなのであれば、どこでどのように防げるのかお示しいただきたいというふうに思います。

**○清杉利明子育て支援課長** まず、運営委員会のほうにおきましては、監査の時期を年4回にふやすと。

また、市のチェック体制としましても、委託料の支払い時期にあわせた四半期ごとに帳簿等の確認を行います。その際に大きな備品購入ですとかそういうものについても、きちんと納入がされているかというのを確認していくことになるかと思っておりますので、そういう点でチェックをしていきたいというふうに考えております。

**○近藤憲治委員** わかりました。そこは理解をさせていただきたいというふうに思います。

また、今後の対応についてもお示しをいただきました。

まず一つは、ほかの僻地保育所についても調査されるというふうに、ここは予算案審査の中でもですね、他の委員さんからのやりとりで明らかにされていた部分だと思います。

またあわせて平成31年度中、新年度中に僻地保育所全体の運営組織のあり方を取りまとめるというふうにお示しをいただきました。

この点につきましては、前回この委員会の場でも指摘をさせていただいた部分をしっかり受けとめていただいているな、というふうに認識をしておりますけれども、実際考え方と言いますか、もともとはその保護者の互助組織のような形で始まった僻地保育所が、今後どういうやり方を望ましいのかというのは相当知恵を絞らないと、次のプランというのを組み立てるのがなかなか難しいのかなというふうに考えているのですが、現状どういう方向性で考えておられるのか、大枠でよいのでお示しいただけますか。

**○川田昌弘副市長** 僻地保育所全体のあり方ということで、運営委員会の今の活動方法についてもそれぞれ違うところがあります。

ですから今回の北浜の保育園のような、言ってみればその事務処理がしっかりしてない部分と、しっかり対応している運営委員会もあると思います。

ですからそこは各運営委員会のお話を聞かせていただいて、過去5年分の書類を監査させていただいて、しっかり内部牽制体制がとれているというふうなことが判断されて、なおかつその地区、地区の運営委員会で今のままで大丈夫ですということが確認できれば、そこはそういうふうなことなのだろうというふうに思います。

ただ、やはり専任の事務職員がいるわけではありませんし、恐らく地域の方、それから保護者の方が中心となって事務あるいは経理をやっているということから、そうした負担が大きいともうこれ以上持続可能ではないと。

何とか強いお願いをするという話があれば、そこは体制についてじゃあどうしようということ、協議しながら進めていかなければならないと思います。

ただ、この僻地保育所というのは長い期間を経て今のような組織になってきて、そこは通常の認可保育園とは違ってかなり自由度の高いというか、地域

の思いを割と反映しやすい保育事業というのができてきているところもあると思っています。

ですから、そこを一括して例えば市が管理するとすると、例えば今僻地保育所っていうのは、お子さん希望者であれば全員のお子さんを受けておりますけれども、市の管理となるとそこは働く人の世帯でないと受けられませんとか、そういった一定の基準を認可保育園と同じような基準で運営していくと、それが果たして地域としてそれは望むのかどうかといった観点も一つあるのかなというふうに思います。

ですから、そこは地域に入って地域の御意見と課題等をお聞かせいただきながら、新しいあり方というのを検討しようと思います。

ひょっとすると、全市的な統一的なあり方にならないかもしれません。

それは、各地区地区ごとの対応になるかもしれませんが、まずはそうしたことを進めて31年度中に取りまとめていきたいというふうに考えてます。

**○佐々木玲子委員** 今回の件に関しましては、私どもとしても、今までについてもチェック体制が甘かったというのが1番の要因だろうと思っています。

そういう意味では、市の責任も大きいなと感じております。

そこで今、今後の再発防止策と今後の対応についてという、2ページの僻地保育所の運営組織のあり方及び内部牽制体制の確立を図るといふ、この言葉のもと具体的な中身についてちょっとお聞きしたいと思います。

**○清杉利明子育て支援課長** 僻地保育園を運営していくに当たって、現在の運営委員会の組織のあり方ですね、役員のみならず、今保護者それから地域の方、そこで働いている保育士等の職員の方等で構成されているのですが、そういうメンバーでいいのか、また内部牽制機能を働かせるためにはどういう運営体制にすればいいのかということ、先ほど副市長のほうからも御説明ございましたが、例えば、経理等での事務の負担が重たいというような御意見があれば、そういう部分に対応できる対策というのを考えていきたいというふうに思っておりますし、いろいろあると思うのですが、例えば事務員については、事務員を雇うにしても各運営委員会でそれぞれや雇って配置するのがいいのか、それとも市でそういう事務の方を雇って各園を定期的に周りな

がら事務をしていくほうが、それか内部牽制機能を高めることになるのか、両方の視点からどういう体制が1番いいのかということで検討していきたいというふうに思っております。

**○佐々木玲子委員** ぜひ。これはまなす保育園の役員の名簿を見ましても、委員長も保護者が兼務をして、保育士と保護者だけで役員が構成されていたところで、その地域、地域の保育園でいろんな事情があるかと思えますけれども、やっぱり第三者の目が入らないというのは非常によくなかったことではないかなと感じておりますので、ぜひその辺のところ運営委員会の皆さんの負担が重くならないように、しっかりとまたその牽制機能が働くようにやっていただきたいと思うところです。

以上です。

**○山田庫司郎委員** まず説明をいただきました。

細かいことについてまた意見交換させていただきますが、その前にこういう事件が起きたということ、いろんな体制の問題とかいろいろチェック機能、運営について、長い間いい関係もありますけれども変な馴れ合い的なものがあつたのかもしれない。

いろんな意味での状況と背景はあるかもしれませんが、まず冒頭言わせていただきたいのは、どんな事情があろうがこの事件を起こした2人については、本当に大変なことをしてくれたというふうに思いますし、大変残念に思います。

それで、前回の委員会でもいろんな委員から出ていますけれども、基本的には本人2人と運営委員会が関わったと。

それで市の立場なのですが、いろんな意味で直接的な立場ではないにしても、施設が公共施設であること、補助金についてはもちろん道や国の補助も含めて税金が使われています。

市として、今回のこの不祥事について改めてどういう考え方でいるか、お聞きをしたいと思います。

**○川田昌弘副市長** これまでの僻地保育所の運営については、先ほど話をしたとおりですけども、その運営方法については長い間地域と協議をしながら進めてきたという点があります。

そこはうまくいっているところもあれば、うまくいってない今回のような事案が生じるようになったところもあります。

ですから、今回の事案がそうした今までの運営方法の長い間変化してこなかったというか、その中で

体制自体が現在の状況に合っていないということが、今回の事案の一つの要因だとすれば、そこは設置者としてもそこ反省すべき点なのだろうなというふうに思います。

ただ市の責任としてやはり1番大事なはこの保育事業を続けていくということが第一でありますので、そこは今回の事案を受けてしっかりと再発防止をして、また、ほかの僻地保育園にも実態がどうかということもしっかり把握しながら、新しいあり方というのを取りまとめていくという、そこが市の果たす責任ではないかなというふうに感じているところであります。

**○山田庫司郎委員** 今の段階での立場をお聞かせいただきました。

このことはこのことで、起こったことはやっぱりここはどうするか、一つの課題として、やっぱりこれからの課題をどうしていくかと問題点があれば直していかなければならないと、やっぱりここに力を私も入れなきゃならないと、私も考えています。

そういう意味で今、副市長からも言われたようにこの僻地保育所もいろんな時代背景の中で、通年化していくところも出てきていますし、当初設立された状況から変わってきているということも、相当背景や状況は変わってきているのだと思います。

それで私も何人か園長さんを知っていますが、いろいろお話をしたこともありますが、それぞれ本当に頑張っていて、地域に馴染んでやっている運営委員会もすばらしくあります。

それぞれ頑張っていらっしゃるのですが、こういうことが一つ起きたということをしっかりきっかけにして、きちっとしていかなければならないと思います。

それでいろんな方からも議論いただいて、今後の課題として、やっぱり今運営委員会を画一的にこうだっているのは私は難しいと思います。

それで、この運営委員会方式が本当にいいのかどうか、そこも地域によっては見直すことも大事になってくると思います。

なかなか忙しいことと、大変なことになると後継者がなかなかいなくなると。

そうなると町内会と一緒にしませんが、順番制でやれとかっていうことになっているのが、本当にどうなのかという現状もあることも含めて、地域がある程度動き出せるまでは、市がいい意味でのかかわり方を持つこともしていかなければならないと思

ます。

それと、報告いただただけで規約なり決まりはきつとあるのだと思います。

それが保存されてなくてなかったという話の報告を受けていますけれども、厳密に言えば、お金を借りて口座つくるときでも規約や組織のものを全部出さなければならぬ時代ですよ。

そう考えたら補助金出すときに、その辺も含めて最初からきちっとしていかなければならない初歩の問題だというふうに僕は思います。

だから、これからの部分ではここをきちっと整理させる。探すのであれば探してもらおう。

それがやっぱり引き継ぎにもつながっていくわけですから。

ここはやっぱりきちっとしていただきたいことです。

そういう意味で私としてはですね、やっぱりこの問題ときょうは議題ではありませんが、前にも議論した一つの不幸事件がありますから、そういう意味で市民に対して非常に信頼を失墜した事件だというふうに私も思っています、それは議会も責任ある立場です。

ただやはり市としても、ここは市民に対してやっぱりどうなのだという考え方もどこかで明らかにする場所も必要だと私は思いますし、そして今後の対応、それと補助金、ここでは委託料の返還となっていますけれども、これはもう当たり前のことだと私は思いますしね。

30年度の47万5,573円との兼ね合いも含めて、精算をしたいという意味合いで捉えていいでしょうか。

**○清杉利明子育て支援課長** 47万5,573円を差し引いた金額を運営委員会から返還していただく部分については、29年度で正しい決算といたしますか、横領行為によって収支不足、要は赤字になっていた部分でございますので、その部分を30年度へ繰り戻していかないと、今度30年度の保育園の運営ができなくなってしまいますので、その部分は差し引いて委託料の返還をしていただくということになってございます。

**○山田庫司郎委員** 私としては、やっぱりここまで言っているかどうかですが、市長がトップにいるわけですから、全ての補助金や委託料までとは言いませんが、私はこの機に市長から全課でこの辺のことをチェックするぐらいの思いを持っていただければ

というふうに思います。

まずとりあえず討論に参加させていただいて質問させていただいたので、またほかの委員もあると思いますから、また皆さんも質疑なり討論を聞いて話をしていただければと思います。

今の段階では以上です。

**○栗田政男委員** 今回の所管事務調査は、再発防止策を検討する会議ではないんですよ。

そこまず認識していただかないと、それは後の話なんで、全部の調査が完全に終わった上で、どうしても再発しないんだらうということを検討しなくちゃいけないんですけども、どうもお話を聞いていると再発防止だとか当たり前のことを言っていますが、今回出てきた資料は我々が要求したものの半分も出ていないということですよ。

なぜ、この資料が今の時期まで2週間もかかってこの程度の資料しか私たちの手元にきてないんでしょうか。まずそれについて見解を教えてください。

**○清杉利明子育て支援課長** 2週間の部分でございますが、庁舎におきましては3月4日から17日まで、平成29年度と平成30年度の2月分までの通帳・帳簿・領収書等の突き合わせ、それから現金、預金通帳の残高等の実査等を全てのもので確認チェックをしまして、それを第一として調査をしております。

横領額の確定とその中で判明した点を踏まえて、現時点での再発防止策を検討し、ここに記載のとおり再発防止策を実施していくというような形になったところがございます。

**○栗田政男委員** 答弁になってないのだけれどね、全然それでは答弁になってないのだけれども、時間がかかったと。

見るのに時間がかかったということだと思うのですが、時系列できちっとした何月何日に幾らおろして、何月何日に幾ら返還をしているという内容もきちっと出してくれとこっちからお願いしているはずなのですよ。

なぜそれをきちっとしなくちゃいけないかということは、現時点で通帳に手をつけた段階で。

**○井戸達也委員長** 休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時13分再開

**○井戸達也委員長** 再開いたします。

**○栗田政男委員** その内容についての誤認があったようなので、それはまず撤回しますけれども、まず

はその時系列、いつ公金を横領したのか、これが非常に重要です。なぜかという、そこに手をつけた段階で犯罪は成立してしまうからです。

もちろん返還した時期、それもいついつ返還したっていうことがきちっとと多分書類上残っているはずなのですね。それも調査しているはずなので、そのことをまずいただかないとどうしようもないということが前提で、前にもお話ししましたが、この犯罪性についての認識は余りにも皆さんというか市側は愚か過ぎるな、全然認識を持っていないと思います。

僕はこの前これは親告罪ではないですよということもお話しているわけです。

公務員としての職務上の、きちっとした規定を法律にのっとってありますよということも話しております。

ただ、その辺に対しての皆さん見解はどうなのでしょう。

**○川田昌弘副市長** 時系列の書類を出せということであれば少し時間はかかりますけれども、整理をして出すことはできますけれども、今この場でというのは難しいと判断します。

**○栗田政男委員** それについては、後ほどやはり大切なことなのできちっと出していただきたいのと、名簿については向こうの意向でこっちから要求した名簿については上がってきていないということであろうかと思えます。

ここまで来ますと、粗々その人物も特定されているような現況がありますので、これについてはあえて追及をしませんけれども、こういう形の中で先ほど指摘のあった園長が委員長兼務しているというのはどうしてこういうことが発生してしまったのか、過去にはこれは違ったように僕は認識しているのですがどうなのでしょう。

**○清杉利明子育て支援課長** はまなす保育園におきましては、だいぶ前だというふうには認識しておりますが、地域から園長が出ていた時期もあったというような認識はございますが、近年については運営委員長が園長を兼務してきております。

また、ほかの園におきましても、委員長が園長兼務しているところもあれば、園長を別で置いているような保育園もございます。

それは、各運営委員会においてさまざまな構成になっております。

**○栗田政男委員** いつ変更になったのかは今の段階

でわからないということですね。

もう1点お聞きをしますが、運営委員会というしっかりとした組織があるわけですが、ここと市との契約締結はどういう形で行われて、どういうふうに残っているのでしょうか。

**○清杉利明子育て支援課長** 毎年3月の末で、債務負担行為の議決をいただいておりますので、前年度の3月中に委託契約書を締結して、4月1日から運営をしていただいております。

**○栗田政男委員** それは書類としてしっかりと残っていると認識します。

契約内容ですが、それについてはきちっとした明文化されたものが締結をされているという認識でよろしいですか。

**○清杉利明子育て支援課長** 何項目かの規定を設けて契約をしております。

**○栗田政男委員** ぜひともその内容についても精査をしたいので、提出していただければなというふうに思います。

設置者として責任どうのこのという話も出ていましたし、今現時点できょうの段階ではこの事件に、事件というか事案に対して、横領事件に対しては何ら概要が見えてない状況です。

そういう中で特に今回、この報告書の中にもありますが、倉庫を買うという行為、かなりの高額な固定資産を買うのですけれども、こういうことも自由にこの運営委員会のできるシステムなのでしょう。

**○清杉利明子育て支援課長** 倉庫を買うというお話をいただいたときには繰越金もございまして、その中と当該年度の運営委託料の中で購入できるのであれば了承をしていたところでございます。

**○栗田政男委員** 市が設置している市の財産に対して、運営委員会が市の財産を勝手に買うっていう行為はいかがなものでしょうか。

その見解を聞かせください。

**○岩原敏男健康福祉部長** 今回、物置を購入したわけですが、運営委員会が委託料の中の決算見込みの中の不用額等の中で裁量をもって、運営委員会のほうが備品を購入しておりますので、この物置については市の備品ということに該当いたしません。

**○栗田政男委員** もし買ったとするならば運営委員会の所有という認識でよろしいですか。

**○岩原敏男健康福祉部長** そのようになるかと思えます。

**○栗田政男委員** そのことに対して問題意識って原課では感じませんか。当たり前のことだと認識しますか。

**○川田昌弘副市長** 保育業務に必要な備品を運営委員会が揃えるということに関しては、特に問題はないというふうに考えております。

**○栗田政男委員** 全く私の認識というか、一般的な一般市民の認識としては、これだけ高額な固定資産を買う場合について、当然これは運営委員会が出すものではなくて市が設置して必要なものを用意して借用するなり設置するのは本来の筋ですし、どうもそれだけ高額の余剰金が発生するというのが、私はちょっと理解できないのですが、それは監査が甘かったのかチェックが甘かったのか、それを含めてそれほど余剰金は予備費と言いますか余剰金ですよ。余分に余ったお金はこの団体に必要なのですか。

**○川田昌弘副市長** 保育園の運営に関しては認可保育園もそうなのですけれども、国もしくはその道の基準に基づいて、1人当たりの保育人数にいろいろ経費がかかるということで積算した1人当たりの単価ということで、ここの園には幾らと。これは認可保育園もそうです。

ですから、法人立の保育園ありますけれども、そこに対しての委託料も何人掛ける単価が幾らで幾ら、その中で運営してくださいと。

ただ運営の中身については、例えば保育士の基準だとかいろいろ保育事業をやるとか、そういったことを当然やらなくちゃならないんですけれども、その中で保育事業の中身というのは、ある程度裁量を任せています。

ですから、何に使わなければならないとかそういうことではなくて、翌年度に繰り越す場合も当然あるでしょうし、そこはちょっとイメージとしては例えば、地方交付税っていうのが、積算の基準は道路1キロ当たり何ぼとか、学校1校当たりという基準がありますけれども、それに基づいて交付された交付税は一般財源として使っているっていうのがあるんですけれども、それと同じとは言いませんけれども、割と保育人数1人当たりの単価で交付した補助金について、通常であれば社会福祉法人とかそういうふうなところになりますけれども、そこが裁量をもって保育事業をやっていくということの委託料、そういった仕組みが委託料でございます。

ですから、これしか使っちゃだめだっていうよう

な積算のもとに成り立ってる委託料ではないということをお理解いただきたいと思ひます。

○栗田政男委員 それは認識の違ひと感覚の違ひだと思ひます。

我々の感覚で到底考えられないことですが、そういう説明であればそれは飲むことにいたしましう。

それでは、前回の質疑の中であった29年の春先に倉庫の納期がおくれているということをお指摘されて、放置して、こういう結果になっているのですが、なぜその時点できちっとした調査ができなかったのかについての見解をお願ひします。

○清杉利明子育て支援課長 その後の実際の倉庫の納品について、確認をしていなかった点については市のチェック体制が欠けていたというふうにお考へております。

○栗田政男委員 それについては、少なくとも30年度の横領事件は発生しなかったということだと思ひますので非常に残念ですし、なるべく犯罪は小さいうちに摘み取っていくべきだったのではないかなというふうにお思ひます。

まずその点はお指摘をしておきますけれども、全額弁済しているということなので、その弁済の時期ぐらひはもう今の段階できちっと押さえているということですか。

○清杉利明子育て支援課長 先ほども御説明をいたしましたが、30年度中に何回かに分けて一部返金したと思われる収入がございますので、それを除いた金額については、31年2月22日で運営委員会が確認をした以降に納入がされているという確認を運営委員会のほうに取っております。

○栗田政男委員 途中で幾らか横領金額を返済して、全額ではないにしても3月22日時点で残りの部分を返済しているということなので。

これは、本人たちはお金がないから横領しているので返済能力ないと思ひますよね。

だれがこれを返済したのでしょうか。

○清杉利明子育て支援課長 2名の方が返済しております。

○栗田政男委員 じゃあその本人が、どういう資金繰りをして返済をしたという理解にあると思ひますので、本来そういうことができるならば何も公金に手をつけなくて遊興費に使ったとか、いろんなことを言われていますが、その辺のそのどういふ使い道でどういふふうにしたってということにつ

いての内容調査は済んでいるのですか。

○清杉利明子育て支援課長 その部分については、個人の遊興費に使ったということをお聞いておりません。

○栗田政男委員 遊興費ですから遊びに使ったということでしょうね。

頑張ればそのお金は資金繰りができて、返済もすることができたということだと思ひますが、発覚するまでなぜ返済できなかったんでしょうね。

○清杉利明子育て支援課長 今までの調査の中では、どうして返済できなかったのかってところまでは把握していません。

○栗田政男委員 原課は本人とも直接お話をしているでしょうし、していないということはないと思ひますので、我々がここに本人たちをお招きしてやるっていうのは余りにも露骨な話なので、いろんなことありますからそれはできないことだと思ひますけれども、皆さんは当然、その細部についての調査をする職務、職責がありますから、それをちゃんと遂行していただきたいと思ひますことと、ここは非常に大事なことであって、返す能力があるのに発覚して完全に押さえられるまで返さなかったということは、極めて悪質な行為なので、これは。

お金がなくて、やむにやまれず生活のために公金に手をつけてしまったっていうのは、もうやっぱりそれと全然次元が違う話なので、遊興費に使いました。

発覚しなければ、まだまだ横領続けていましたというような認識でよろしいのですか。

○井戸達也委員長 休憩します。

午前11時30分休憩

午前11時38分再開

○井戸達也委員長 再開いたします。

それでは栗田委員、論点を整理して発言いただきたいと思ひます。

○栗田政男委員 失礼いたしました。

ちょっと冷静に指摘をしたいと思ひます。

まず、運営委員会のほうで委託費の1番大きな部分は多分人件費だと思ひます。

人件費の部分で人件費ってのはただ支給すればそれでいいということではないので、いろいろ税控除したり、社会保険の控除したりいろんな作業が出るんですが、僻地保育所においてはその作業っていうのはどなたが行われているのでしょうか。

○岩原敏男健康福祉部長 運営委員会の保育士など

の職員の保険料の控除と関係でございますが、市のほうの運営委託料の積算基準でも、社会保険料等の事業主負担分を委託料積算としておりまして、社会保険、それからいわゆる労働保険関係につきましては、各運営委員会のほうで社会保険事務所の手続き、それから所得税につきましても控除しまして、運営委員会が年2回所得税を税務署に納めております。

**○栗田政男委員** 人数に関係なく、これは大変な作業なので御苦労されているのだと思います。

運営委員会の中ですからその中には職員の方も入られているんで、もしかすると自分のこともやられているのかなという気がしますから、それは全然何ら問題ないのでいいのですが、この運営委員会、特にはまなす保育所の運営委員会という組織の中で、報酬がそれぞれ支給されていると思うんですが、その職員給与はまた別にして、その内容について教えていただきたいと思っております。

**○清杉利明子育て支援課長** はまなす保育園におきましては、運営委員長が年間1万5,000円、それから会計担当は年間3万5,000円の手当という形で支給しておりますが、この部分につきましては保護者等の特別負担金、それから地域からの助成金で別会計をもっておりまして、その中で手当を支給しております。

**○栗田政男委員** 別会計ですか、特別会計だと思うんですが、それについては一般の公金のほうからの支出ではなくて皆さんからお集めしたお金の中で、気持ち差し上げているというような認識でよろしいですか。

**○清杉利明子育て支援課長** 実質的な事務が委員長と会計の事務が多いということで、この二つの役職の方に対して、保護者等からも一部負担をいただきながら、また地域からも負担をいただきながら、手当としてお支払いしているというふうに運営委員会からは聞いております。

**○栗田政男委員** 運営委員会の組織が見えてきたのですが、報告書の中の1ページ目に処分等という部分で全額弁済済みであるというのをお聞きをいたしました。

これは本人が行ってるということでもあります。

両氏が保護者会で謝罪して、保護者会っていうのはいつこれどういう状況で開かれているのですか。

**○清杉利明子育て支援課長** 本年の2月25日に保護者及び運営委員会の役員を集めまして、2名の方も

同席のもと今回の事案についての説明及び本人からの謝罪を含めて、説明会として開催したというふうに聞いております。

**○栗田政男委員** 自分たちも罪を認識して謝罪をしたということですから一定の評価をしたいと思えますけれども、その次に一定の社会的制裁を受けるとするのは謝罪をしたことによって一定の社会的制裁を受けているというふうな認識でよろしいですか。

**○清杉利明子育て支援課長** 地域の方には2名の方が本人であるということは、その場でわかっております。地域の役員の方、町内会長ですとか、区長におきましても、運営委員会から説明を後にしているということで、また地域におきましても、一定の社会的制裁を受けているということで考えております。

**○栗田政男委員** 出すのがいいかは別にしても社協の問題がございました。

事件を起こした職員は退職され、退職金も支給されなかったという報告をいただいておりますけれども、生活の主たるものを奪われてそれなりの経済的、社会的制裁を受けられるということなのですが、今回のケースの場合については先ほど報酬も聞きましたが、寸志程度の報酬ですから、それが報酬になるっていうか役付きの云々になるということには多分ならないのでしょうか、位置づけとしては交通費程度のものではないかなという認識を持っているんですが、北浜町内会と丸豊の区会が多分当たるのかなと思いますけれども、そういう中で報告を受けて制裁を受けたというのは、あまりちょっと、本当の意味で制裁になっているのかなっていう僕は気がするのですが、その辺の見解はどうなのでしょう。

**○岩原敏男健康福祉部長** この一定の社会的制裁ですが、これも地域の方に御説明されたということも、これは運営委員会のほうの意向ということになりますので、このようなことと思っております。

**○栗田政男委員** 運営委員会の判断でそういうふうにされたということわかった上で、市としてこういう社会的制裁という部分はどういう認識でいらっしゃるかということをお聞きしたかったのですが。

**○川田昌弘副市長** 今回の事案に関しては、北浜の運営委員会がかなりきちっと実態の調査と把握、それから金額の確定等非常に精力的にやっていただきました。

これは改めてその調査の組織を立ち上げて、運営

委員会のみならず父母会からの代表だとか、幹事だとか、そういった調査組織を立ち上げてきっちりやっておられました。

それは、我々も確認しております。

今回の事案についてやっぱり1番憤りを感じているのは、やはりその地域でよりよい保育園をつくっていかうと思っ、運営に携わってこられた方々。そして、その何より子供を預けている父母たち、そういう人たちが非常に憤りを感じているのだろうというふうに思います。

そうした方々の思いも、父母会とかをやって説明してきていると運営委員会はですね、そうした方々の思いも参酌して、運営委員会としては刑事告発、告訴はしないという結論を一定の方向を出したということでもありますので、そこは市としても尊重したいというふうな考えでいます。

市のほうも新たに調査を行って、報告されてない新たな被害を確認したとかそういった事例はありませんでした。

ですから、その事案の概要については、運営委員会の報告と一致しているということ、さらに一定の公になっているということから考えて、市としてもそういうふうな運営委員会の意向を尊重したいという考えでいます。

**○栗田政男委員** それは変わらずのスタンスだと思いますのでOKをしたいと思いますが、市民感情としてこういう事案が発生したときに、弁済をしたから全て許されるっていうのは、やはり日本は法治国家ですから、法治国家の中でこういう犯罪が立証されて、自分で自白をしているということを事実があったときに、それを見過ごして今後ないようにしようねということだけで済ませるとするのは、僕はやっぱりいかなものかなと言わざるを得ないということでもあります。

もちろん運営委員会のほうとしての見解を尊重しなくちゃならないと思いますが、なぜこういうことになって報道はしますし、発表しますけれども告訴しませんなんていうのは、どういう意味合いがあつてやるのか、内部的なだれが告発したとか副委員長ってことを報告されていましたが、なんなのかなって僕はちょっと理解できないのですよね。

**○井戸達也委員長** 栗田委員、告発をしたという内容の発言の訂正を求めます。

**○栗田政男委員** 失礼いたしました。

告発ではなくて、こういう事態が発生したという

言い方に直したいと思います。

不思議でしょうがないというのが一つの見解であります。

要するに報告はするけれども、発表もするし、告知はするけれども、告発はしないという見解のやり方がどういものかなというふうに思いますし、当然これは前の委員会でも申し上げましたが、公務員法の中にうたわれてます。

皆さんも私たちもある意味では、特別職の公務員になりますので、公務員の職務上犯罪を認知したときは個別義務を負うというのは明確にうたわれていることなので、その義務違反ということになりますから安直に告発をしない、告訴しないというような取り扱いはいかなものかなというふうに僕は思ってしまうのですが、これについても多分答弁はしないのでしようけれども、どうですかその認識について。

**○岩原敏男健康福祉部長** 今、公務員の告発の義務のお話ございました。

この場合につきましては、その職務執行の中でその関係する部分で犯罪を発見した場合については、当然公務員としての告発の義務というのがありますが、既に公になっている分について、公務員個々に告発の義務というのとは違うものというふうに考えております。

**○栗田政男委員** 既に公になっているものについて告発するというのとは、その公務員上の要するに職務上犯罪を認知したときに、負う告発義務と違うという認識なのですか。

**○井戸達也委員長** 休憩いたします。

午前11時53分休憩

午前11時54分再開

**○井戸達也委員長** 再開いたします。

**○岩原敏男健康福祉部長** 公務員の告発義務についてでございますが、先ほどお話ししましたが、職務中に発見した場合、例えばですけれど業務中に偽造のようなもの発見したとか、そういうのを発見したことによって、これで犯罪であるから捜査機関に対して告発していくというのが、国家公務員、地方公務員とかの個々にそういう意味で発生してくると思っておりますが、この場合のように既に公表されている事案について、公務員の告発義務とは若干違うものというふうに考えております。

**○栗田政男委員** その先の議論はまた違った場面なのだろうかと思っておりますけれども、私はやっぱりその

職務上の大切な義務であるというふうを考えております。

犯罪があったときに目をつぶって見過ごすことは、簡単なことなのかもしれないけれども、私たちはやっぱり公にする職責が必ず人間としてあると思うので、それについてはちょっと違うのかなという指摘をしたいと思います。

だいぶいろんな詳細については見えてきましたし、今回の犯罪の内容についても見えてきました。

そこでやはり必要なことは、再発防止ということを声高にうたうのであれば、きちっとした調査と現実、今回起こった事実関係をはっきり真摯に受けとめた上で、先に進まなくてはまた同じような事案が出てきてしまうというふうには思わざるを得ません。

組織に問題があるから、公金に手をつけていいなんていう倫理感は日本のどこにもございません。

これはどんなことがあっても、これは曲げられない事実ですから、取ったことの実事、そこにお金があるから人のものを盗ってもよいなんていうことは、日本の法治国家の中ではどこも照らし合わせても無理だと思います。

その認識はきちり持たなくちゃいけないですし、それを発見したときに我々は、この前も話しましたが司法権はございません。

ただ逮捕することができます。これは皆できるのです。

いろんなことがありますけれども、やはり司法当局のきちっとした捜査にとらざるを得ないというのが私の見解であります。

まずは…、静かにしてください。

○近藤憲治委員 誤った認識を公の場で発言しないほうがいいですよ。

○栗田政男委員 静かにしてください。

手を挙げて質疑をしてください。

そういう関係の中で私は捉えるのが普通でありますし、その認識はなんら間違っていないと思いますので、その辺のこともやはりお互いの認識の違いですから、少し検討していただければなというふうに思います。

領収書っていうのは今出たんですが、領収書の改ざんというのが一部報道等でちょっと見えたような気がするんですが、今回物を買った領収書を入れたという実態はなかったということで理解していいんですか。

○清杉利明子育て支援課長 そのような事実は確認

できませんでした。

○栗田政男委員 良かったですね。

それがあるという有印文書偽造という大変な罪になりますので、そこも心配したところなんで確認をしました。

私のほうからはとりあえず以上です。

○井戸達也委員長 ほかに。

○平賀貴幸副委員長 とりあえず聞ける範囲で聞いていきます。

まず、契約のことを聞きたいのですけれども、元々その昭和42年にこの条例ができて46年に僻地保育所の施行規則ができていますよね。

それからいろいろ改正しているという経過なのですけれども、契約するときに提出される書類はどんなものになっているのですか。

契約書にももちろん判子をつけるのでしょうかけれども、そのときに同時に提出されるものとはどんなものなのでしょうか。

○清杉利明子育て支援課長 基本契約時における提出書類というのは特にはございません。

○平賀貴幸副委員長 網走市の各事業全てそうなのですか。これだけ特別なのですか。

ちょっとすごく不可思議なのですけれども、契約書だけしか出さない契約って信じられないのですけれども本当ですか。

○清杉利明子育て支援課長 4月1日の園児数ですとか、それに基づいて第1四半期の委託料を積算したものの内訳書みたいなのはあわせていただきますが、その他の書類としては特に提出を求めておりません。

○平賀貴幸副委員長 認識を引き続きさせていただきますけれども、その際に規約も添付されていないことに気がつかなかったのかもしれないと思うのですけれども、運営委員会の構成がどんな人なのかっていうことも、市としてはチェックをする機会がなかったのですか。

○清杉利明子育て支援課長 その実績報告のときには、毎年各運営委員会総会を開いておりますので、そこでの決算書を含めた資料として実績報告時にはいただいております。

○平賀貴幸副委員長 そうすると、その時に決算状況とあわせて運営委員会とはどんな体制かと認識していたということですね。

これはずっとそうだったということですか。

○清杉利明子育て支援課長 近年はそのような形で

実際はやっておりました。

**○平賀貴幸副委員長** とある僻地保育園の運営規則が手元にあるのですよ。どこの園かは言いませんけれども、附則を見ると、この規約は平成26年3月15日から施行すると書いてあります。

その次には、平成28年6月4日一部改正とか書いてあります。

言ってる意味わかりますか。平成26年以前に規則はなかったということがこれ見たらわかるのですね。

ここの園に私が聞き取ったところですね、以前園長だった方からお話を伺ったのですが、実はそのときに、運営委員会が誰なのかもわからない状態だったそうなのでよね。

その状態でこれ平成25年頃まであったという事実があって、その実態を市に対して報告して是正を求めている、いろいろしているのですけれども、そのときに網走市はどんな対応なさったのですか。

つまり、ほかの園に対してこういったことはないかどうか調査をするということをちゃんとやられたのですか。

**○清杉利明子育て支援課長** その件については、確認をしたいと思います。

**○平賀貴幸副委員長** されていないから私はこういうことが起きたと思っているんですよね。

つまり何を言いたいかというと、規約がない状態で、一体何に基づいて運営されたというふうに市は思っただけですかね。

そこ私はわからないので教えていただきたいんですが。

**○井戸達也委員長** 休憩します。

午後0時02分休憩

午後1時00分再開

**○井戸達也委員長** 休憩前に引き続き再開いたします。

それでは、平賀副委員長の質疑に対する答弁から。

**○清杉利明子育て支援課長** その保育園の運営委員会におきましては、平成25年度におきまして委託料の実績報告時に、総会の議案資料と決算書を含めての資料を提出していただいているのですが、その際にその総会の名称が父母と保育士の会という名称での総会資料が添付をされていたことから、その当時の役員の方と相談をしまして、運営委員会の組織をした上での総会資料を提出していただきたいという

ような事の改善をお願いしたという経緯があるということを確認をとれました。

ですので、その際の改善の相談事の対応を含めて御説明したときに、規約を運営委員会への組織と規約の制定について、平成26年の3月に規約の制定を含めて会を組織したというふうなことで確認をしております。

**○平賀貴幸副委員長** 実はですね、これ以外にもとある園で同じようない状態で、保育行政にかかわった方がたまたま園長になったときにそれがわかって、改めて規約等整備された実態があることも把握しているのですね。

そのときのものを参考にして、これはつくられたんだというふうに私は伺っています。

そういったことを市に申し出されているにもかかわらず、ほかの園の実態がどうなっているか調査をしなかったのはどういうことなのでしょう。

**○清杉利明子育て支援課長** 先ほども申し上げたとおり、実績報告時に添付されている運営委員会の総会の議案資料が、運営委員会の名称での総会でそれにかかわる議案の資料が委託料の実績報告時に添付されていたことから、運営委員会としては組織されているという判断で、その後の調査を含めたものはしていなかったというふうに考えております。

**○平賀貴幸副委員長** 申しわけないですけどもちょっと意味は全然理解できないのです。

私が伺っているのは、それを認識したのにもかかわらず、ほかの園に対してどのような状況になっているのか調査を行わなかったのは何でなのですかということ。

普通そういうことがあったら、ほかの園にも調査をするもんだと思うんですけども、何でそういうことをしなかったんでしょうか。

**○井戸達也委員長** 休憩いたします。

午後1時04分休憩

午後1時06分再開

**○井戸達也委員長** 再開いたします。

**○清杉利明子育て支援課長** ほかの園につきましては、現在規約は、はまなすを除いて規約が制定されているのですが、その当時平成25年度における段階におきましては、運営委員会の総会の資料が市のほうに提出がされていたことから、規約を含めてほかの園については運営委員会が組織されているという認識のもと調査まではしていなかったということでございます。

**○平賀貴幸副委員長** その時の担当課長さんではないので、直接責任が今の課長さんにあると私は思っておりませんが、市として本来であればそのときにきちんと通達なり調査なりしておけば、まずその契約が存在しないというあり得ない状態を防げたと思うのですけれども、それについていかがですか。

**○清杉利明子育て支援課長** その点については、市の確認不足という点はあるというふうに思います。

**○平賀貴幸副委員長** そうなのですよ、そこからまず始まるのだらうなと思いますから、そこをはっきりさせる必要があると思っております。

先ほどこちよっと伺いましたけれども、規約がないとすれば何に基づいて、このはまなす保育園さんは運営されていたか不明なのですけれども、何に基づいて運営されていたのでしょうか。

**○清杉利明子育て支援課長** 運営委員会の役員間での引き継ぎといいますか、そういうことで会としても役員を総会において選任してきて、運営も行ってたということだと思います。

**○岩原敏男健康福祉部長** はまなす保育園の規約の関係ですけれども、それが過去にあったのかなかったのかも正直わからないということです。例えば今回、2年に1回役員が改選されるというルールでやっておりますから、やはりそこらへんからすると当然あったのではないかと思うのですけれども、正直そこがあるかないかというのが、この規約はちょっとわからないというのが正直なところでございます。

**○平賀貴幸委員** そこははっきりしたので、これはまたはっきりすると思うのですけれども、規約があったのか、ないかわからないということは何に基づいて運営されたかわからないということになります。

そうすると、この役員会の名簿、氏名はわかりませんが、役員会名簿が一体何に基づいて役員が選出されるのかもわからないことと思うのですけれどもどうですか。

**○岩原敏男健康福祉部長** 平賀委員のおっしゃるとおりだと思います。

**○平賀貴幸副委員長** そうだと思うのです。

そうすると、この調査方法の概要が実は残念ながら効力がないのだということがはっきりするのです。

調査をされた事実がはっきりしたというのはわか

るのですけれども、処分などのところ、既に全額弁済済み云々のところ、ここの運営委員会は規約もない状態でよくわからない状態で運営された方々が、そういう形で運営されていたところなので、告訴するとかしないとか、そういったことを決める権能を有してないのですよ。

そこを認識した上で、市としての判断を考えなきゃいけないということだと思うのですけれどもいかがですか。

**○川田昌弘副市長** 規約に関しては現実に見当たらないという状況ですから、あるともないともお答えできないんですけれども、ただ実際に運営委員会としてずっと歴史上続いてきていると、そこは引き継がれてきているというふうなことを考えると、組織として運営委員会はないとは言えないと思うんですよ。

それは法的なその根拠となるものが、今、実際には見当たらないということであって、私は組織をつくる時、その会長つくる時というのは、規約は当然あったと推測をしています。

ただ、そこが実際にその保育園で探したところその書類が見当たらないということですから、そこはお示しをすることができないのですけれども、私は組織としての実態はあるというふうには認識をしているところであります。

**○平賀貴幸副委員長** 実態がないと申し上げておりませんが、規約がない、そして規約に基づいているのか何に基づいているのかわからない状態で役員さんが選ばれている状態の中で、処分などについて決める権能がないと私は申し上げているのですが、存在がないとは言っていないです。

存在がないと委託契約結べないわけですから、それに近い状態になったのかもしれないけれども、ただ、こういうことを決める権能がないのですよね、あるはずがないのですよね。

そのことをちゃんとはっきりさせる必要があると思うのですけどいかがですか。

**○川田昌弘副市長** 組織として存在があるという以上、その組織で運営されていたわけですから、そこは組織としての権能、法的な権能っていうふうには厳密な解釈をどう判断していいか即答できませんけれども、私は判断する根拠はあるのではないかとはいふふうには考えています。

**○平賀貴幸副委員長** あると思いたいってことかなとしか思えないですよ。

でも、やっぱりその規約もない状態で、役員さんもそれに規約に基づいて選ばれているのかどうかもわからない状態では、そこはやっぱり権能はどう考えてもないとしか言いようがないと。

ですからここについての処分については、告訴をするのかしないのか、あるいは被害届をきちんと出すのか出さないのか含めて、網走市の責任だということを私は申し上げておかなければいけない、運営委員会の責任ではありません。

そこは明確にしておかないと、絶対いけないと思います。

それについて議論しても平行線になりますので、議論しませんけれども、そういうもんだということを押さえてください。

そうしないとやっぱりこれはいけないと思います。

その上でですね、再発防止だとかこういったときの責任のありかをしっかりするために、規約をつくらしたり、それに基づいて役員を選考するというのを、これからやってくというのが筋じゃないですかね。

もう一度答弁してもらえますか。

**○川田昌弘副市長** 運営委員会の規約の関係で、運営委員会そのものの根拠となるものがないということは、それは是正しなくちゃならないと思いますので、そこはしっかりとやっていきます。

その上で、従前からの引き続いている運営委員会のあり方について、今後もしっかりと検査等をしていくというふうな考えでいます。

**○平賀貴幸副委員長** ちょっといろいろまだ議論が必要だなと思うところです。

繰り返しますけれども、現状では運営委員会にそこを決める権能はありません。

そこだけは改めて申し上げておきます。

続いて、状況確認しなければわからないこともあるので伺いますが、12月26日に倉庫の発注をキャンセルしたとわかったということなんですけれども、そもそも倉庫はいつだれがどうやって発注したとされるのでしょうか。

これは、発注をして領収書云々という話がありましたが、発注した事実がないのか、あるいは発注したという架空の事実をつくり上げたのかどうということなのかちょっとわかんないのですけれども、教えていただけますでしょうか。

**○清杉利明子育て支援課長** その部分については、

保育園の中で冬場の遊具等含めた倉庫といますか、物置といますか、そういうものが必要だという話は全体の中では上がっていて、その中で運営委員長が倉庫を発注するという事になっていました。

ただ、発注したという事実はないです。

委員長が倉庫を建てるのに発注します、委員長が発注するということを運営委員会のほうに話をしていたというところでは。

**○平賀貴幸副委員長** 発注の事実はないけど、発注するということを言ったということは背任なのかと思うのですが、それについて認識はいかがですか。

**○清杉利明子育て支援課長** その時点においては、運営委員会としても発注されているものだという認識のもと進んでいたということでもありますので、その時点において判断は難しかったのかなというふうに思います。

**○平賀貴幸副委員長** それでは30年春に担当から聞いたときのやりとり自体、これから届くと言ったということもありましたね。

それについてどうだったっていうのは、先ほど栗田委員の答弁でもあったところですが、この事実は明らかに背任だと思うのですがいかがですか。

**○清杉利明子育て支援課長** 確認をしたときには、委員長からは、物はあるのだけれども雪解け後に設置するという回答を信じていたというところがございます。

**○平賀貴幸副委員長** ですから、本来発注もしていないものを既に着服行為があった状態で、そういう話をされたのですから、それは組織に対するその運営委員会に対する背任行為だと思うのですけれども、その辺についての認識はいかがですか。

**○川田昌弘副市長** その事案が背任になるかならないかっていうのは、結局その当事者、いわゆる運営委員会に対する背任だと思いますけれども、その当事者とのどういうやり取りがあったか、もしくはなかったのか、その辺が要点になるのではないかと思いますので、今市のほうでその部分の詳細までお答えするという状況にはないということでございます。

**○平賀貴幸副委員長** そこは理解できなくはないのですけれども背任になるのだらうと思いますし、場合によっては、市がだまされたのかもしれないですね。

そのときに詐欺になるのかもしれない、そこはわ

かりませんが、そういったことがあったということも一つ重きを押さえておかななくてはならないと思います。

それで、2ページに弁済されたのが76万9,000円で最初確認したとありますけれども、これ入金したのはどなたなんですか。

**○清杉利明子育て支援課長** 元委員長のほうから入金されております。

**○平賀貴幸副委員長** 最終的に残りの金額を含めて弁済になったのですけれども、これについては2人で弁済されたというふうに理解してよろしいですか。

**○清杉利明子育て支援課長** 2名から全額を弁済されております。

**○平賀貴幸副委員長** 弁済の状況はわかりました。

もう1点ですけれども、2月26日に疑念を持って内部調査に着手されたと書いてありますけれども、最終的に確かだとわかったのが、御本人たちが認めたのが2月22日だって、前回聞いたと思うのですけれども結構時間空いていますよね。

それまでの間にどんなやりとりがあったのか、何でそんな時間がかかったのかと思うのですけれども、どんな感じでしょうか。

その認めるまでの間というのが随分あるなというのが不自然なので、どういうことかなと思ひまして。

**○清杉利明子育て支援課長** 最初は2月22日に横領したということは認めたのですが、金額の総額については、この時点で詳細までは運営委員会として把握し切れてないところがございましたので、そのあとに運営委員会として内部書類等の調査をして、金額を調査した上で、最終的に総額で257万8,976円を横領しましたねということで、2名に確認を取り認めたというところでございます。

**○平賀貴幸副委員長** 金額は確定するまで横領したかどうかを認めなかったってということなのですかね。

ちょっとよくわからないですけど、金額の運営委員会中の確定日と横領を認めた日がイコールだということですか。

**○清杉利明子育て支援課長** 2月22日の時点では、横領したことはその時点で認めたのですが、金額については、この金額だということの確定といえますか確約といいますか、とれなかったということです。

運営委員会としても、そこは把握をし切れていなかったの、その後さらなる内部調査を行い、金額を確定させて最終的にも両名から確認をとって認めさせたというところでございます。

**○平賀貴幸副委員長** それで3月1日に報告っていう形なのだとすることは理解したのですけれども、そうするとですね、12月26日から2月22日までの間、金額の確定のことをちょっと置いていても、横領を認めない期間が2カ月ぐらあったのですよね。

これどんなやり取りがあって、どうだったというふうに把握されているのでしょうか。

**○清杉利明子育て支援課長** 昨年の12月下旬において、倉庫の前払いしていた金額を返納したいというような話が運営委員会にあったところで、運営委員会としては、そこで疑念を持ったわけなのですが、その時点では、両名については横領したということは認めてはいない状況です。

**○平賀貴幸副委員長** そうだと思いののですけれども、その2カ月かかった間のやり取りでどんなことがあったというのは、把握されてないのでしょうか。

**○清杉利明子育て支援課長** その後、年明けからは書類等のチェックみたいなのはしていたけれども、細かいやり取りをどうしたということはなく淡々と書類等の確認とかを運営委員会としては行って、横領しただろうっていうのが見えたのが2月22日に一応、本人を含めて確認をしたという流れでございまして。

**○平賀貴幸副委員長** 本人たちの聴取をせずに書類だけを2か月間調べていたということですか。

そういう理解でよろしいでしょうか。

**○岩原敏男健康福祉部長** 平成30年12月26日から約2か月間という話なのですけれども、そこについてはお話の中では再三にわたり説明を求めていたということですから、その都度については両名の方が否定されていたのではないかと推測しております。

**○平賀貴幸副委員長** その辺もちょっとはつきりさせてもいいんじゃないかと思うんです。

というのは、真実は私もわかりませんが、結構こんなこと言われます。

脅迫をされたので横領してしまったというようなシナリオでやりたいんだみたいな形の話があったとか、そういった発言もあったという話でも実は聞いて

てるんですね。

それで時間はかかったという話も実は聞いています。

これが本当にあったのかどうかってちゃんと調べなきゃいけないと思うんですよ。

というのは、もしそういうことがあったとしたら、これは悪質なのですよ。

そうすると刑事告発しないっていうことを、網走市として追認してくという判断が果たして適切だったのかということがやはり問われると思うのですよね。

その辺も含めてですね、しっかりやりとりをはっきりさせていく必要があると思うのですけどもいかがでしょうか。

**○清杉利明子育て支援課長** その辺の経過、また状況ですね、その辺については、運営委員会のほうに確認してまいりたいというふうに思います。

**○平賀貴幸副委員長** 委員会に示していただきたいとまでは言わないのですけれども、しっかりとその辺のやり取りも含めて市で把握して精査しないと、私は判断を誤りかねないと思いますので、しっかりやっていただきたいなと思います。

それから3番目の委託料の返還についてですけれども、返還された後のお金の取り扱いってどういうふうになるんですか。

市で受けた後どういうふうになるんですか。

**○清杉利明子育て支援課長** 29年度分については過年度の部分でございますので、返還金として収入をするという形になりますし、30年度分については、当該年度の精算において行うことになります。

あと、国費と道費も入っておりますので、その部分につきましては、道とも協議の上最終的な実際の額での報告をさせていただき、その後返還が生じるかどうかについては協議することになります。

**○平賀貴幸副委員長** 認可外保育施設の指導監査要綱という道の資料を見ていくと、道の監査も定期的に入るような形で書いてあるのですけれども、その辺は過去実際に入ってきたりしたことあるのですか。

**○清杉利明子育て支援課長** 平成30年度におきまして、僻地保育所のほうには入ったということがございます。

ただ、それ以前につきましては、前回はいつだったかというところは把握しておりませんが、数年間は入っていなかったというところで、今回平成30

年度で監査が行われたということでございます。

**○平賀貴幸副委員長** いろいろわからないところもまだありますけれども、ある程度状況見えてきたなというふうに思えてきました。

2人でやったということですから、共謀関係があったのだろうなというふうに認識しているのですが、そこは市としても同じ認識ですか。

**○清杉利明子育て支援課長** 1番最初のときは、運営委員長が1人でということではまったということでは途中から会計の人も加担をして、また会計担当者みずからも私的に使用していたということで、確認をしております。

**○平賀貴幸副委員長** 共謀関係も結果的にはあったということになりますし、見つかるまでそのまま続けていたということだとかも、もろもろ含めて重たい間違いを犯したのだなと改めて言わざるを得ないと本当に残念だなというふうに思います。

やっぱり今後のことを考えると、ちょっと議論戻るかもしれませんが、私はその運営委員会の規約等の状況を考えて、告訴するかしないかということ判断する権能はないと思うので、網走市で考えるべきだと思うのです。

先ほど副市長の答弁では背任に当たるかどうかについても市としての見解は避ける、これは当たり前だと思います。これを判断するのは警察なり法的機関の話なので、だからこそこはきちんと被害届というものを出していくということを、市がみずからするのかそれとも運営委員会がするのか、これは絶対必要だと思うのですよね。

それをしていかなきゃいけないと思います。

市民からいろんな意見をいただきます。

もうそのまま紹介しますけれども、無利子でお金を貸してくれて返せば何ともないなんて横領天国だとか言えないんじゃないかというふうに言われました。

ショックでしたけれども、返す言葉はありません。

それから、子供をこれから育てていくのにこんなまちにいたくないと思っている親はたくさんいます、なんてことも言われました。

こんなこと言われてものすごくショックで、悲しいなと思いました。

やっぱりきちとした対処をしなければいけない、もちろん副市長が答弁したような法的な比例原則などいろいろあるのですけれども、最低でも被害

届を出してどうするかというのは、司直の判断というのですかね、当局の判断というのでしょうか。そういうところに委ねるということは、私はやはりこういった状況を招いた市としての責任の果たし方だというふうに思うのですよね。

もちろん副市長おっしゃったとおり、再発防止を徹底していくのも大切な市の責任の果たし方です。

それについて私も同意しますが、一方もう一つそういうことについてしっかり答えていくっていうのは、市として大事なことだと思うのですけれどもいかがですか。

**○川田昌弘副市長** 捜査機関に委ねる方法として何種類かありますけれども、被害届という手法も捜査機関に捜査の端緒を与えるということでは、一つの手法としてあるのかなというふうに思います。

被害届にしても、実際に被害を受けた方から出されるのが、本来被害届なのだろうというふうに思います。

そこは、きょうの委員の御意見、それから委員会の皆さんの御意見も含めて、運営委員会のほうに伝えて運営委員会の判断もどう判断されるかということも、今後お話をしながら運営委員会の御意見も聞いていきたいというふうに思います。

**○平賀貴幸副委員長** 運営委員会の意見聞くということも私はそこを否定するものではありません。

しっかり話をしていただきたいですが、私はできれば市として被害届だけは出すように促すべきだとは思っています。状況から見て。

単なる横領じゃなくて、背任行為が入っているんですよ。

ですから、ここはしっかりとですね、被害届を出すように促すべきです。

それが網走市としての責任の果たし方ですし、被害者は私も最初に申し上げましたけども、やっぱり市民ですから。市民がこのことをものすごく残念に受けとめて、悲しい思いをされています。

そこに対して答えていくのが網走市です。

そこをちゃんとやってくれないと、我々議員だけではやりきれないです。

そこは改めて市に求めていきたいと思っておりますので、ぜひ検討なさってください。

よろしくお願いします。

以上です。

**○栗田政男委員** ちょっとこのお尋ねでわかるかどうかで、後日になったら申しわけないのですが、こ

の半端な数字が出ているというのが横領事件としてどうも不可思議ではないのですが、どうしてこういうことを、詳細についてまだわかんないということだったのであれですけども、もしかすると倉庫を買った買わないというほかに日常的に細かく抜いてやっていたんじゃないかと言わざるを得ないような半端の端数が出ているわけですよね。

ちょっと不思議なので、この辺の調査っていうのはどうなっていましたか。

**○清村利明子育て支援課長** 先ほどの調査により判明したことの中で御説明を差し上げましたが、運営費の支払いが起きたときに、例えば10万円を口座からおろして、そのうちの一部に何千何百何十何円とか端数がついた部分を業者等に支払って、残金を私的に使用していたというところで端数が出ている形になっております。

**○栗田政男委員** すごくよくわかったんで、ありがとうございます。

つまり、今言われているその倉庫の大きな金額のほかにも、日常的にちょこちょこそういう形で流用したということなのですよね。

**○清村利明子育て支援課長** その倉庫の代金として説明を受けていた149万円でございますが、一括して149万円を私的に使用していたわけではなくて、何回も分けて、10万ですとか、5万ですとか、金額はさまざまなのですが、1、2回に分けてということでも10回以上に分けて、個人的に使用していたというところは確認をしております。

**○栗田政男委員** 実は聞かないほうがよかったですね。その内容については非常に残念、今の平賀委員の話ではないですが、悪質な状況の上塗りと言いますか、そういう状況だったのか、それも含めてその詳細についてできる限り、きちっとした報告を後ほどいただいて、その上からの判断だと思いたすけれども、日常的に自分の財布のように使い込みが行われたということを認識しました。

ありがとうございます。

**○井戸達也委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、一旦、休憩をいたします。

午後1時37分休憩

午後1時47分再開

**○井戸達也委員長** 再開いたします。

先ほど栗田委員のほうから資料の要求がありました。

着服の時系列及び弁済の時系列がわかるような資料等、平成30年度の委託契約書関係書類一式ということで要求がありましたけれども、これについて委員の方から御発言願いたいと思います。

○平賀貴幸副委員長 求めることに問題はないと思います。

先ほどちょっと求めないと言ってしまったのですが、あわせてやっぱり12月26日から2月22日までの経過が全然見えてないので、その辺の聞き取りをしていただいて、何らかの形で資料にさせていただいて出していただけたらいいのかなと思います。

そこもぜひ検討いただきたいと思います。

○井戸達也委員長 ほかにございませんか。

○近藤憲治委員 きょういろいろと質疑の中で、この事案の内容等はかなり明らかになったというふうに思っています。

また、再発防止についても市の意思というのは、確認できたというふうに思っているのですが、現在の資料要求に関しては、何を明らかにしたいのかという部分をもう少し明確にさせていただかないと、その資料は出たタイミングでまた委員会を開いて質疑御議論という形にはなると思うのですが、きょうと同じことをやってもなかなか前に進んでいかないと思いますので、その資料をもとにどういった論点での議論を想定されているのか明らかにしていただいた上で、その資料要求の是非について判断をさせていただきたいと思います。

○栗田政男委員 資料といいますか、また概要が私自身どういう経過でどういうふうになったというのが見えない今、今回きょう提出された資料の中ではその辺が不透明な部分があるので、再度その辺の確認をいただくことによって、より今回の横領事件が明確に見えてきた段階で、

次の再発防止に適切な対策を立てなくてはいけないということで、そのためには時系列の資料が絶対に必要だと思います。

それがない限り、まとまって総額はわかっているから、自分たちが認めたからそれでいいでしょうということで片づけてしまうというのは、非常に危険ではないかなというふうに思いますので資料をお願いしたい。

これもあくまでもできる範囲になろうかと思いますが、それをいただいた上でしっかりと判断をしていきたいなということであります。

○平賀貴幸副委員長 私もとどのつまりは、何のた

めかという再発防止のためです。

再発防止に必要なことは、普通はこういうことがあったらすぐ認めて調査、額をはっきりさせるために時間をかけるのですが、認めるまでに時間がかかっているというのもあるので、しっかりとそこははっきりさせて、何がどうしてそんなに時間がかかったのかを含めてははっきりさせておいて、再発の防止に少しでも役に立てるということにつなげていくということが大事だと思います。今、私の認識では出てきている再発防止策は、あくまでも現時点での市が考える再発防止策であって、最終的な再発防止策ではないのですよね。

もちろんそうだと思うのです。監査委員もいろいろやっていただくこともありますから、そこに役に立てるためにもしっかりと調査に基づいて立てるのが大事ですから、そういった意味で資料要求は必要なのだというふうに理解しております。

栗田政男委員 追加で申しわけないのですが、先ほど来いろんな話が出ている中で、2人が共謀して同じ金額を同じように使ったということは到底考えられませんので、当然何らかの形で委員会がやるのかは別にして、2人一緒に全部を同じように使っているのであればそれはそれで結構ですし、ばらばらにどれだけの金額でやったということも非常に大事な要因でありますから、それについてもわかる範囲できちっと報告をいただきたいと思います。

○井戸達也委員長 ほかに。

○近藤憲治委員 今、お二方から御意見を承らせていただきました。

あくまでもその事実の解明と、そして重きを置くのは再発防止であるというふうに受け賜らせていただきますので、資料要求については了承いたしたいと思います。

○佐々木玲子副議長 私も今、目的は再発防止のためということですので、そういうことであれば資料要求を認めたいと思います。

○山田庫司郎委員 どういう方向というのは、それは確かに再犯防止につながりますけども、やっぱり事実を明らかにすることが大前提ですから、私としては資料要求に賛成させていただきます。

○井戸達也委員長 それでは一旦休憩いたします。

午後1時53分休憩

午後1時56分再開

○井戸達也委員長 再開いたします。

先ほど資料要求の件がありましたので、皆さんか

ら御意見をいただいて確認をいたしましたので、確認をいたします。

まず、着服の時系列がわかる資料ということで、これ1点。

次に30年度契約書の関係書類一式ということで、これが2点目。

3点目に、12月26日から2月22日までの調査内容ということの資料。

次に4点目に、2人の横領の割合等がわかる、これはわかる範囲で報告いただきたいということで、この4点について、以上皆さんよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

理事者側のほうはどうでしょう。

**○川田昌弘副市長** 市のほうで用意できる資料と、相手がいるところがありますので、そこはちょっと確認をさせていただく時間が必要だと思いますけれども、要求に応じ要求の趣旨を踏まえて提出することにしたと思います。

**○井戸達也委員長** それでは、次回の委員会の日程についてなんですけれども、要求した資料が揃うのがまだ確定できないというところもございますので、日程の調整を含めて正副に一任いただきたいというふうに思いますけれどもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ほかに委員、理事者のほうから何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で文教民生委員会を閉会いたします。

午後1時58分閉会

---